

令和 6 (2024)年10月から

資源物 1 類

(びん・かん・ペットボトル・食品包装プラスチック)

の出し方が変わります

1. 透明袋のみ使用できます

判断の目安

○透明袋



ごみ袋

※袋から10cm離して
文字が読めるもの。

×透明袋以外



ごみ袋

※袋から10cm離して
文字が読めないもの。

2. 食品以外の容器包装プラスチックも対象になります

品目例

♻️あり



洗剤容器

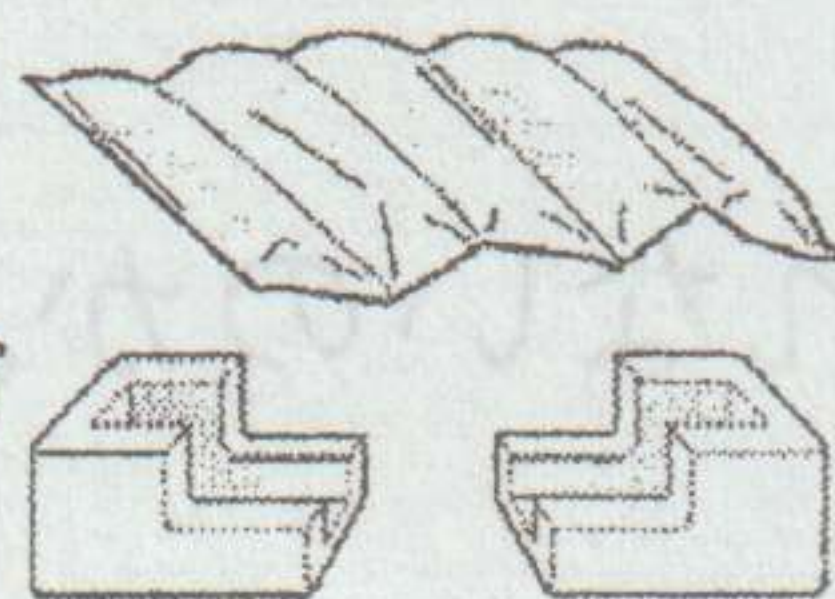


詰め替え容器

シャンプー
ボトル



梱包材



※食品包装プラスチックと
同一袋でお出してください

問い合わせ先：さいたま市資源循環政策課

電話：048-829-1338

FAX：048-829-1991

令和6(2024)年10月から変わること

- ・資源物1類を出す時の袋を透明袋のみ使用可に限定します。
- ・食品包装プラスチックに加え、シャンプーボトルや洗剤容器などの食品以外の容器包装プラスチックも出せます。(長辺30cmまで)
- ・収集するプラスチックの拡大に合わせ、「食品包装プラスチック」の名称を「容器包装プラスチック」に変更します。

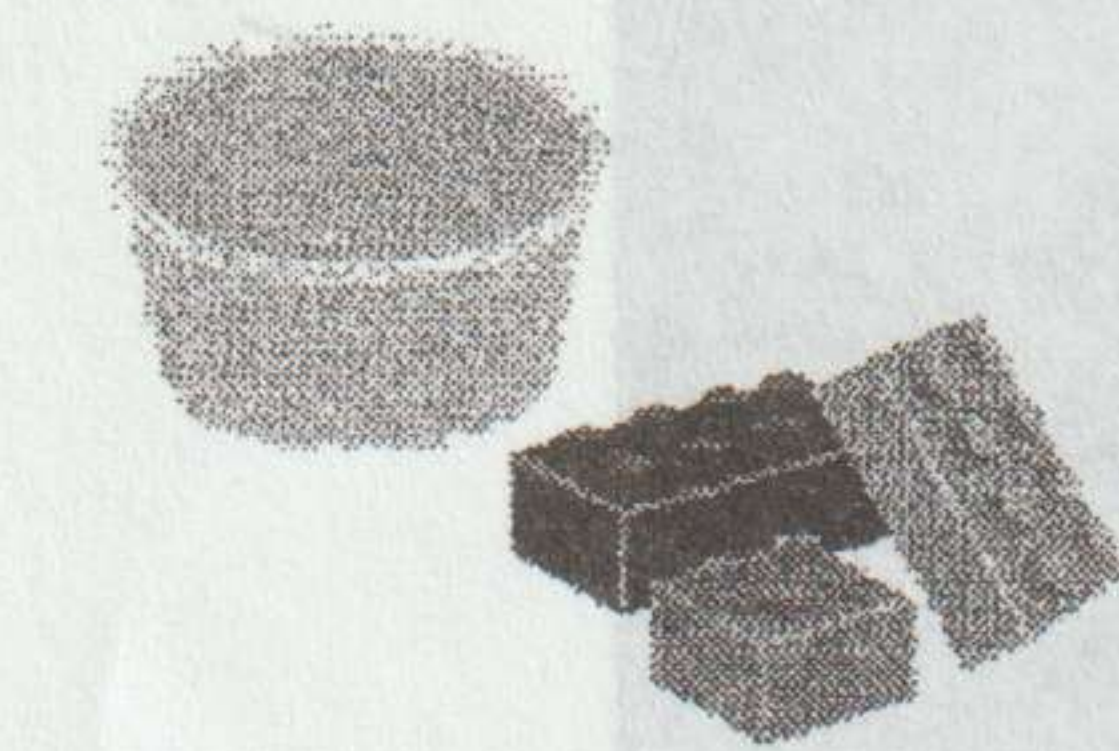
令和6(2024)年10月以降も変わらないこと

- ・収集曜日は変わりません。
- ・びん・かん・ペットボトルの分別基準は変わりません。
- ・引き続き品目ごとに袋を分けてお出してください。

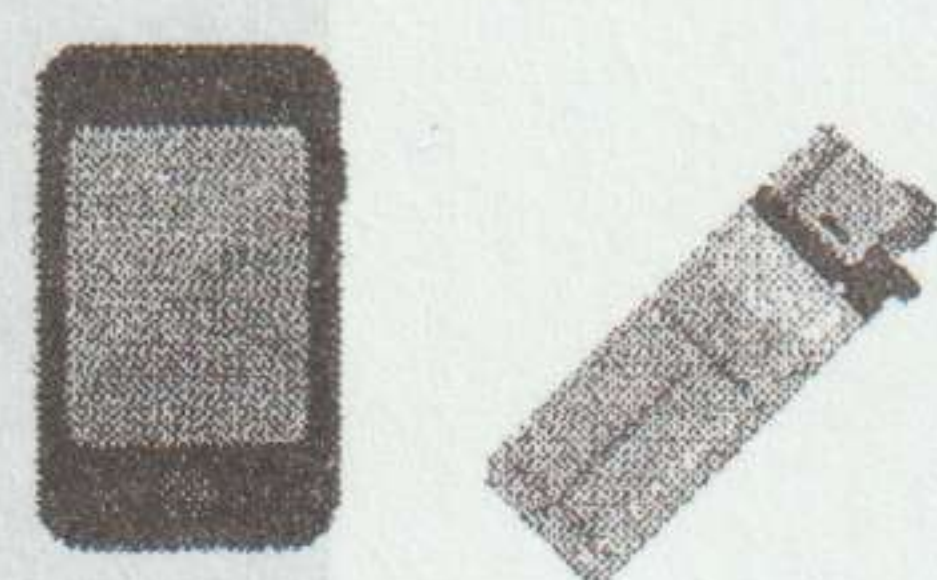
ごみ出し時の注意点

- ・汚れがあるものは水ですすいで汚れを落としてください。
- ・「資源物1類」では以下のものは出せません。

不適物の例



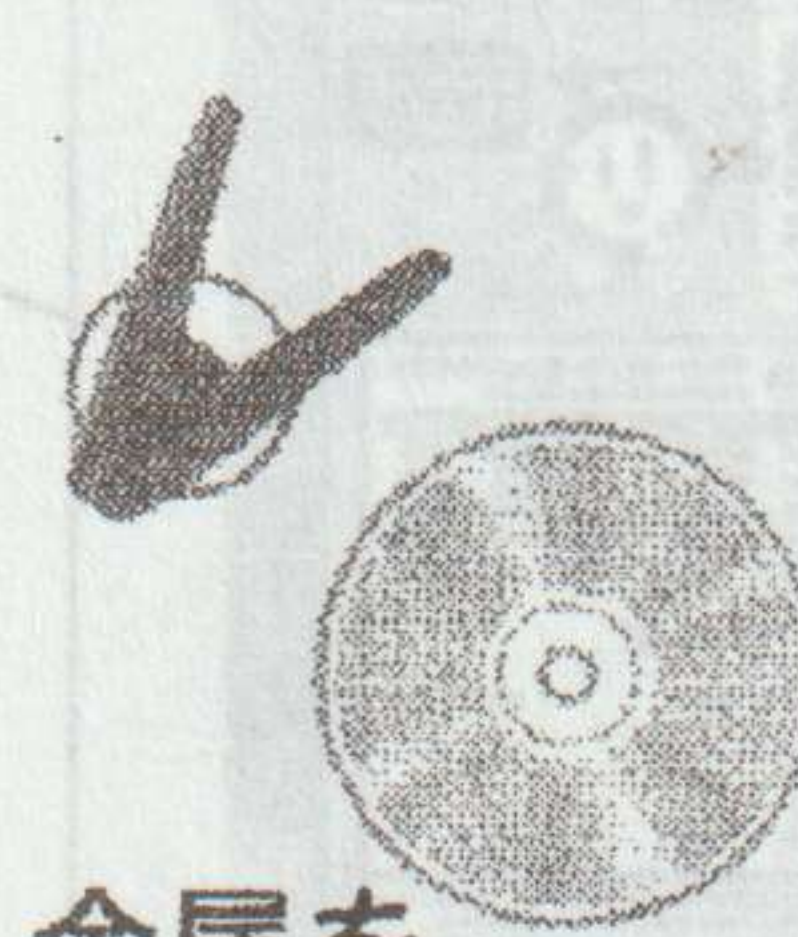
プラスチック製品



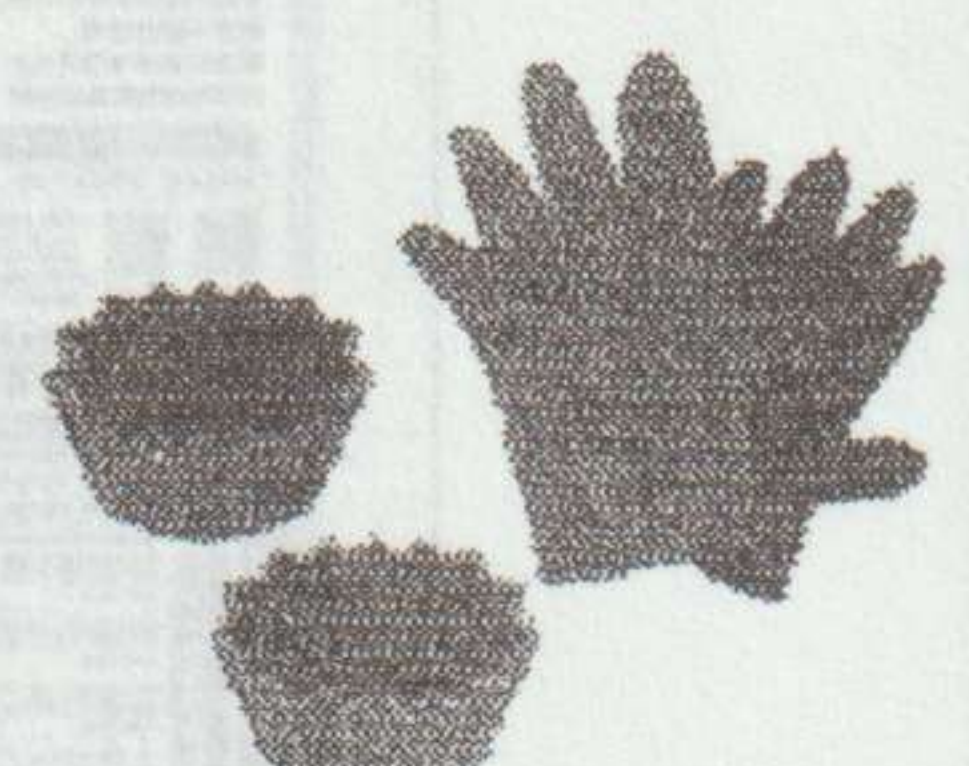
小型家電・発火のおそれがあるもの



刃物類



金属を含んだもの



ゴム・シリコンなど

よくある質問

Q：透明袋はどこで買えるのか。

A：市内の各小売店に使用のごみ袋が変更となる旨をお知らせしております。順次、取り扱いが増えると予想されます。

Q：容器の汚れはどの程度落とせばよいのか。

A：水で軽くすすいで汚れが取れていればお出しいただけます。

Q：半透明袋で出した場合は収集されないのか。

A：収集しません。

※詳細は市WEB
ページへ



「さいたま市 資源物1類の
出し方が変わります！」